

北地区コミュニティセンター利用のきまり

北地区コミュニティセンター管理運営委員会

住みよい地域社会の触れ合いの場である「北地区コミュニティセンター」は私たちみんなの施設です。

私たちは、コミュニティセンターの利用にあたって、お互いに仲良く、譲り合いの精神を持ち、防災に留意し、秩序を守り、公共施設および環境を大切にして利用しましょう。

●センターの機能

地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場となります。

●センターの管理運営

地域内の自治会、町内会はじめ各種団体の代表者で構成する「北地区コミュニティセンター管理運営委員会」が、新潟市から委託を受けてコミュニティセンターの管理運営に当たります。

●利用できる時間

(1) 利用できる時間は原則として午前9時00分から午後9時00分までとする。

(2) 利用時間区分は次の3区分とします。

区 分	利 用 時 間
午 前	午前 9時00分～午後 0時50分
午 後	午後 1時00分～午後 4時50分
夜 間	午後 5時00分～午後 9時00分

◎利用時間の厳守

利用者は午前、午後、夜間とも時間内に後始末を含め使用を終了してください。但し、やむを得ず時間を延長する場合は、速やかに管理人の承認を受けてください。

*利用時間は、部屋の清掃並びに用具の片づけや後始末等の時間を含みます。

●休館日

(1) 毎週月曜日（週の定休日）

(2) 祝祭日

(3) 8月13日～8月16日の期間（お盆期間、特定休日）

(4) 12月29日～1月3日の期間（年末年始期間、特定休日）

●利用手続きと利用承認および取り消し

(1) 利用の申込は、所定の用紙に利用料金を添えて受付窓口へ提出し、許可書の交付を受けてください。

(2) 受付時間は、午前9時00分から午後5時00分までとします。休館日の受付はいたしません。

- (3) 電話、FAXによる予約は可能です。ただし利用当日までに受付窓口へ利用許可申請してください。
- (4) 利用の承認は、管理運営委員会が決定いたします。
- (5) 利用の承認は、原則として申し込み順としますが、場合によっては調整させて頂くことがあります。
- (6) 利用は、北地区住民および団体が優先いたします。
- (7) 変更、取り消しはセンター受付窓口へ速やかに申し出て、所定の手続きを得てください。尚、利用日の1週間以内の変更・取り消しは認められません。利用料金の返金も致しません。

●利用にあたっての注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。守らない時は、以後の利用を禁止することがあります。

- (1) 利用責任者は、受付窓口で利用報告書と部屋の鍵を受け取って入室してください。
- (2) 退出の際は、整理整頓、清掃をして部屋の点検確認のうえ報告書と鍵を受付窓口へ返却してください。
- (3) 近隣および他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
- (4) 利用時間は厳守してください。
- (5) 無断で利用場所を変更したり、備品などを使用しないでください。
- (6) 設備、備品などを破損した時は、速やかに管理人に報告しその指示に従ってください。
(場合によっては、補償していただくことがあります。)
- (7) 持込みした容器(空きびん、空き缶等)については、各自で持ち帰ってください。
- (8) 指定場所以外での火気の使用、喫煙をしないでください。
- (9) 無断で、印刷物を配布したり掲示しないでください。
- (10) 倉庫内に用具を保管する場合は、受付窓口へ届け出て念書に必要事項の記入が必要です。
また、引き上げるときも受付窓口へ届け出てください。

●利用制限および禁止事項

次のような目的の利用は承認いたしません。また、違反行為があった場合は、直ちに承認を取り消し、以後の利用を禁止いたします。

- (1) 公益、風俗、秩序、環境を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物、その他物件を汚損、または毀損するおそれのあるとき。
- (3) 利用目的がはっきりしないとき。
- (4) 営利を目的とすると、認められるとき。
- (5) アルコール類の持込みは、事前に管理運営委員会の承認を受けてください。
- (6) 販売行為は禁止します。(但し、管理運営委員会が認めた場合は除く)
- (7) 特定の政党および特定の候補に関する選挙活動と認められるとき。
(但し、選挙管理委員会より要請があったときは除く)
- (8) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

●利用料金

コミュニティ活動をより活発にするための原資として、センターの利用者から利用料金を納入していただきます。詳細は次の表のとおり。

施設・利用料金	区分・時間		
	午 前	午 後	夜 間
	9時～12時50分	1時～4時50分	5時～9時00分
講座室 1	600円	600円	800円
講座室 2	600円	600円	800円
和 室 1	600円	600円	800円
和 室 2	600円	600円	800円
和室2部屋	1,000円	1,000円	1,500円
音楽練習室	600円	600円	800円
小ホール	600円	600円	800円
大ホール 1	1,500円	1,500円	1,500円
大ホール 2	1,000円	1,000円	1,000円
大ホール全体	2,000円	2,000円	2,000円

◎備品貸出料金

- ・事務室備え付け備品（ラジカセ、プロジェクター、マイク等）……100円／1点
- ・各部屋備え付け備品……アンプ、マイク、楽器等……100円／何点でも

◎飲酒（アルコール類）を伴う場合は、1室につき一律1,000円の利用料金を加算いたします。

*原則として飲酒できる室は和室及び大ホールとします。

●利用料金の免除について

条例第14条により、次の事項について免除扱いとする事を基本としています

- (1) 市が主催する事業に利用するとき。
- (2) 指定管理者が主催する事業に利用するとき。
- (3) 地域コミュニティ協議会が主催する事業に利用するとき。

利用料金の免除については、免除の基準や手続きについて、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めています。

●その他

この「きまり」に定めない事項については、細則による。

◎付 則

本規則は、平成12年 1月18日より施行する。

第1次改定（一部改定）平成13年 3月15日

第2次改定（一部改定）平成24年 4月26日

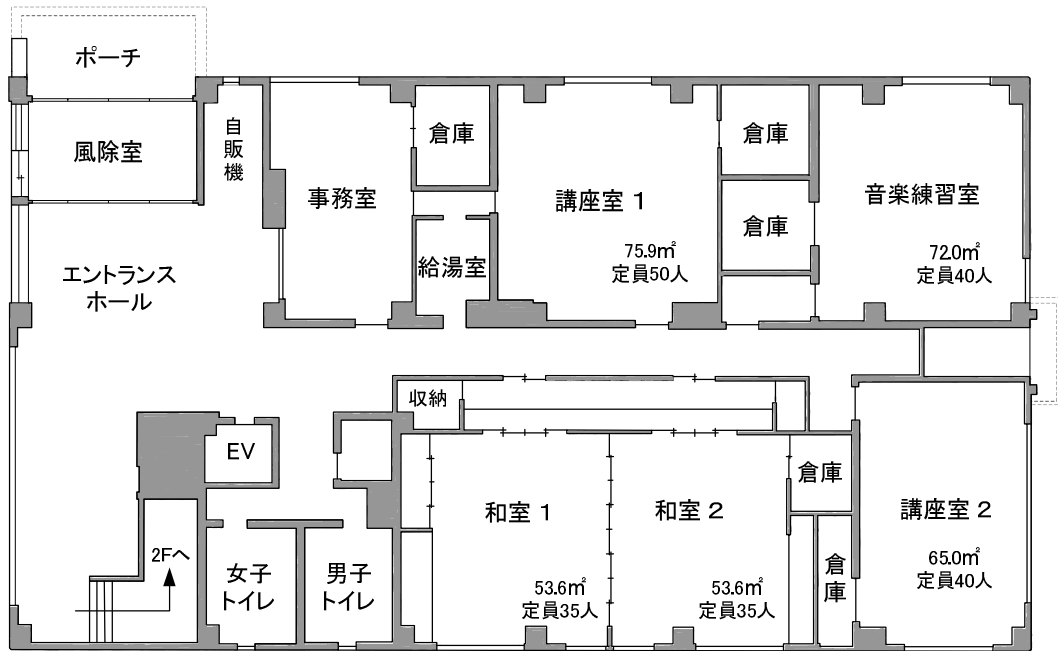
第3次改定（一部改定）平成28年 1月 5日

第4次改定（一部改定）平成30年 3月23日

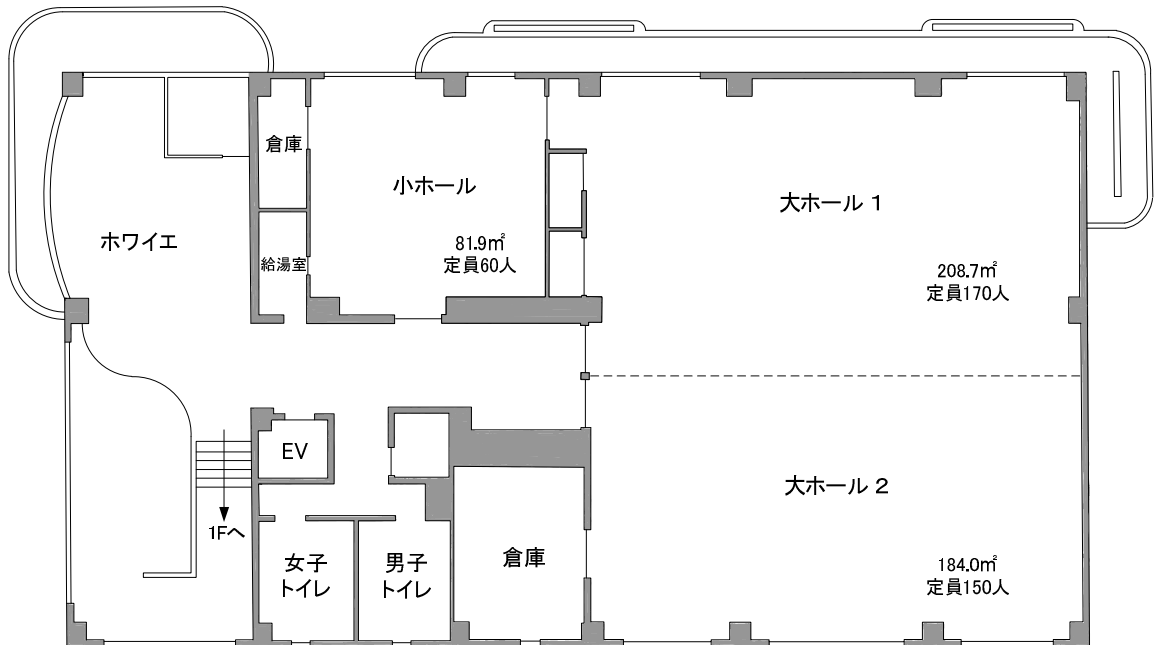
第5次改定（一部改定）令和 3年 3月31日

第6次改訂（一部改訂）令和 3年 5月24日

北地区コミュニティセンターフロアーガイド



1 F



2 F